

(別添)

排出ガス対策型建設機械の指定制度(案) (概要)

建設機械又はエンジンの製造者等が、下記要件に適合する原動機の認定を国土交通大臣に申請した場合は、同大臣がそれを「排出ガス対策型原動機」として認定することとするほか、「認定排出ガス対策型原動機」を搭載した建設機械を「排出ガス対策型建設機械」として指定し、その旨公表することとする。

1. 「排出ガス対策型原動機」の認定要件

1) 申請者

エンジンの製作を業とする者

2) 認定対象エンジン

ディーゼルエンジンであること。

ただし、道路運送車両法に基づき装置型式指定を受けたエンジン及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後に同法に基づき型式指定を受けたエンジンは除く

3) 排出ガス基準値

4) に定めるいずれの試験においてもエンジンからの排出ガス値が、次表の基準値以下であること。

出力区分	対象物質(単位)		NMHC+NOx (g/kW·h)	CO (g/kW·h)	PM (g/kW·h)	黒煙 (%)
	HC (g/kW·h)	NOx (g/kW·h)				
8kW以上19kW未満	7.5		5.0	0.8	40	
19kW以上37kW未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40	
37kW以上56kW未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35	
56kW以上75kW未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30	
75kW以上130kW未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25	
130kW以上560kW以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25	

※「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第六次答申)」(中央環境審議会)別表3「ディーゼル特殊自動車に係る許容限度設定目標値」を参考に規定。なお、8kW以上19kW未満の出力区分については米国の2006年における排出ガス基準値を参考に規定

4) 排出ガス試験方法

以下に掲げる3種類の試験によること。

①ディーゼル8モード試験

建設機械の使用実態に合わせたモードによる排出ガス試験

※発動発電機専用エンジンに関しては別途定める試験で行っても良いこととする。

②無負荷急加速試験

負荷をかけない状態で急に加速をした場合の黒煙濃度を確認する試験

③耐久試験

長時間の使用に耐えうることを確認する試験

5) 評定

評定実績等の要件を満たした第三者機関の評定を受けていること。

2. 「排出ガス対策型建設機械」の指定要件

1) 申請者

建設機械の製作を業とする者

2) 指定対象建設機械

次の自動車を除く建設機械

- ・道路運送車両法に規定する自動車
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に規定する特定特殊自動車

3) 搭載エンジン

国土交通大臣が認定した「排出ガス対策型原動機」を搭載していること。

4) 排出ガス基準値

国土交通大臣が認定した「排出ガス対策型原動機」を搭載した建設機械から排出される排出ガス中の黒煙の値が1. 3) で定める基準値以下であること。

5) 排出ガス試験方法

無負荷急加速試験によること（ただし、試験方法については、負荷を最小限にした状態で急に加速をした場合の黒煙濃度の確認による。）。

3. 申請開始時期

平成18年3月予定

4. 指定建設機械の表示

「排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械には、その旨の標識を表示することができる。